

平成29年

第1回臨時会

会 議 録

(第1号)

平成29年2月24日

平成29年第1回 江 差 町 議 会 臨 時 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成29年2月24日(金) 午前11時15分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 平成28年度江差町一般会計補正予算(第8号)について
日程第4 議案第2号 指定管理者の指定について

◎ 出席議員(12名)

議		長	打越 東亜夫
副	議	長	小笠原 淳夫
議		員	薄木 晴午
	〃		飯田 隆一
	〃		室井 正行
	〃		萩原 徹
	〃		小梅 洋子
	〃		塚本 眞
	〃		西海谷 望
	〃		若山 明廣
	〃		小野寺 真
	〃		小林 くにこ

◎ 出席説明者

町	長	照井 誉之介
副 町	長	田 畑 明
教 育	長	太 田 誠
総 務 課	長	木 村 晃
まちづくり推進課	長	出 崎 雄 司
税 務 課	長	安 田 克 臣
町 民 福 祉 課	長	岸 田 礼 治 子
健 康 推 進 課	長	白 鳥 智 子
産 業 振 興 課	長	大 杉 則 明
追 分 観 光 課	長	大 坂 敏 文
建 設 水 道 課	長	岸 田 雄 治
ひ の き 荘 荘	長	梅 川 年 代
出 納 室	長	岸 田 真 由 美
学 校 教 育 課	長	中 川 智 徹
社 会 教 育 課	長	尾 山 強
総 務 課 主 幹		竹 内 強
財 政 係	長	布 施 順 司

(議会事務局)

局	長	清 水 直 樹
書	記	秋 山 悦 子

開 会 11:15

(議長)

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
ただいまから、平成29年第1回江差町議会臨時会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を、議員を指名致します。
会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、4番西海谷議員、6番小梅議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定について、を議題と致します。
今臨時会の会期は本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。従いまして、今臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定致しました。

(議長)

日程第3、議案第1号、平成28年度江差町一般会計補正予算(第8号)について、を議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第1号、平成28年度江差町一般会計補正予算（第8号）について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、北海道地域振興短期派遣負担金等、7事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,230万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億3,014万2千円とするものでございます。併せまして債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）

はい、「財政係長」。

「財政係長」（補足説明）

それでは、議案第1号、平成28年度江差町一般会計補正予算（第8号）について、補足説明をさせていただきます。

議案書の3頁、予算構成表で説明致します。

まず、北海道地域振興短期派遣負担金です。現在、地方創生の推進等の目的で、北海道から江差町に派遣され、江差町から檜山広域行政組合に派遣しております職員の勤勉手当と赴任旅費につきまして、派遣職員の身分取扱い等に関する協定に基づき、町が負担するものでございます。諸手当や赴任旅費につきましては、協定により、一旦、北海道は立て替えて支給致しますが、最終的に町がその分を道に負担金として支払うこととなっているものでございます。

なお、この職員につきましては、江差町から行政組合に派遣されておりますので、町が支払った分につきましては、行政組合に負担金として請求致しまして、行政組合が最終的に負担することになっているものでございます。補正額は、62万1千円、全額その他特定財源、行政組合からの負担金となります。

次に、役場庁舎非常用発電機改修でございます。臨時会資料1頁を併せてご覧頂きたいと思っております。役場庁舎の起動用蓄電池が経年により機能低下しておりまして、また充電装置も不具合があることが判明しましたことから、蓄電池、充電装置をとりかえるものでございます。補正額は、207万4千円、全額一般財源でございます。

次に、平成27年度子ども子育て支援交付金及び平成27年度臨時福祉給付金給付事業費補助金返還でございます。いずれの交付金、補助金も実績報告によりまして、金額が確定致しました。それに伴いまして、返還金が生じたものでございます。補正額は、72万6千円、内訳は子ども子育て支援交付金の返還が21万6千円、臨時福祉給付金給付事業費補助金の返還が51万円となっております。財源は、全額一般財源です。

次に、老人福祉センター裏玄関自動ドア修繕でございます。臨時会資料2頁を併せてご覧頂きたいと思っております。老人福祉センターの裏玄関の外側の自動ドアの開閉装置、それとセンサー等が故障したことから修繕を行うものでございます。補正額は、30万1千円、全額一般財源でござ

ございます。

次に、高齢者等在宅生活支援緊急通報システム装置購入でございます。一人暮らしの高齢者世帯等が増加していることに伴いまして、緊急通報システム装置の設置を希望される方が増加しております。装置の在庫に不足が生じますため、購入をするものでございます。補正額は、43万4千円、全額一般財源でございます。

次に、町営レストラン再開準備でございます。臨時会資料3頁から9頁も併せてご覧頂きたいという風に思います。1月から休業しております町営レストランの再開に向けての準備のための経費を補正するものでございまして、内容と致しますと3つございます。

1つ目は、12月まで営業しておりました前の指定管理者が購入、整備してきました備品等の買い取りにかかる経費。

2つ目が、新たな指定管理者が指定された場合におきます営業を再開するための施設改修や、備品・消耗品等の購入費用への補助。

3つ目が、今まで追分会館と一体の施設として高圧の電力供給を受けておりましたものを、運営管理の区分を明確化する観点から、町営レストラン側につきまして低圧に切り替えるための工事に係る経費となっております。

補正額は、3つ合わせまして745万3千円、全額一般財源でございます。

次に、町内パークゴルフ場管理支援、パークゴルフ場備品購入でございます。臨時会資料10頁を併せてご覧ください。柳崎町にありますパークゴルフ場を、過去に管理しておりました団体から、スタート台やホールカップ等の備品を購入するものでございます。購入致しました備品につきましては、パークゴルフ場の運営管理を支援する観点から、管理団体へ貸与することとしているものでございます。補正額は、70万、全額一般財源でございます。

歳入歳出予算の補正額は、合計で1,230万9千円、財源内訳は、その他特定財源が62万1千円、一般財源が1,168万8千円となります。一般財源につきましては、繰越金1,115万8千円、普通交付税53万円を財源充当するものでございます。

続きまして、議案6頁をご覧ください。第2表、繰越明許費でございます。先程説明致しました役場庁舎非常用発電機改修につきまして、部品調達に2カ月ほど要する予定でございまして、28年度中に改修が完了できないため、地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰越して予算執行するため、繰越明許をお願いするものでございます。繰越金額は、補正額と同額の207万4千円でございます。

続きまして、議案7頁をご覧ください。第3表、債務負担行為でございます。年度当初、4月1日から実施しなければならないものにつきまして、入札・契約等の手続きを新年度が始まります前に行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。役場庁舎警備委託など7事業につきまして、それぞれ記載されております期間、記載されている限度額で債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(議長)

「小林議員」。

「小林議員」

3点ほど質問させていただきます。

老人福祉センター玄関自動ドア修繕に関してなんですが、これ不具合はいつぐらいに把握していたのか。また、町で管理している他の自動ドアは何か所あるのか。あと、定期検査等はどうしているのか。ちょっとお伺いします。

(議長)

「課長」。

「町民福祉課長」

老人福祉センターの自動ドアに関する内容でございますけども、昨年12月末から不具合が生じたという状況になってございます。

その他施設に関しましては、ちょっと私では把握しておりませんので。以上です。

(議長)

質疑希望ありませんか。

(議長)

はい、「小林議員」。

「小林議員」

定期検査はもちろんされていますよね。ちょっとその辺お伺いします。

(議長)

はい、「課長」。

「町民福祉課長」

定期検査はしてございますけども、ちょうどその時期がずれてしまったという状況になるかと思えます。12月末から不具合が生じまして、完全に1月に入ってから手動でというか、そういうよ

うな状況になってございます。

(議長)

はい、「小林議員」。

「小林議員」

何かとやっぱり安全性の面を考慮すると、早めに把握して、やっぱり検査、異常があれば利用者様、また事業所なりから連絡が来ると思うので、早めに対応して頂きたいと思います。以上です。

(議長)

誰だ。「総務課長」。

質問した。今。

「小林議員」

そうです。早めに対応はして頂けますか。

(議長)

わかった。

それでは、「副町長」。

「副町長」

ご質問の趣旨は、それぞれ自動ドアに限らず、定期点検はそれぞれしてございます。

おっしゃる部分については、今この老福センターの裏玄関については、定期点検は仮にやっていたにしても、この冬の時期になって、12月にいわば不具合が発生したのがわかったということなものですから、それで今回の臨時会の補正と、こういうことをご理解ください。

これからも定期点検で、早いそういった状況は把握するつもりでございます。以上です、はい。

(議長)

他に質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

2点お聞きします。老人福祉費と保健体育総務費。

高齢者等在宅生活支援緊急通報システム装置購入に関して、です。それで、先程説明ありました町の実施要綱も見させてもらっていますが、先程の説明でも65歳以上などですね。それから、一人暮らしとの関係。それから、要綱には今の点ともう1つ、(2)ということで、在宅の身体障害者等であって日常生活上注意を要するもの。これはさっき言いました65歳以上だとか、一人暮らしとは別個に(2)で起きていますので、つまり場合によっては、年齢65歳以下だとしても、それから一人暮らしでなくても、その(2)身体障害者等もしくは日常生活上注意を要するものは、このいわゆる緊急通報システムは貸与が可能だと、そういう風に読み取って良いのかなと思います。

それで質問ですが、まず現状、こういう風に補正予算ということは滅多にない。今まで、あまり私経験したことないです。つまり、そういう高齢者の状況なのかなって思ったのですが。まずちょっと数字、お手元に持って来ていれば、今これだけ配置していて、そして例えば、分かればですが、1年間新規にこれだけ、これぐらい増えていますよとかいうことで、ちょっとこの補正の背景的なものをちょっと数字で教えて頂きたいなど。

もう1つ、ごめんなさい。先程私、(2)つまり65歳以上一人暮らしではない。また、もう1つの要件で、この事業が対象者ということで要綱であります。しかし、必ずしもこのことについては、私は周知されていない。私自身も、地域では何となく65歳以上という1つの刻み、それから一人暮らしという刻み、そこが何となく知らされているという側面が、私は多いのかなと思います。それで、そのいわゆるさっき言いました、(2)身体障害者等つまり65歳以下でもですね。それから一人暮らしでなくても、日常生活上注意を要する者も、状況によっては対象になるという部分、この点について、現状何人位いらっしゃるのか。それから、この点については、どの程度の周知をされているのか。教えて頂きたいと思います。

保健体育総務費。前にも色々やりとり、あれは予算審議か何かであったかと思いますが、大変ご苦労もされたと思いますが、今回このように一定程度流れとしては、施設の流れとしては、きちっと整理をついたのかなって気がしますが、色々担当課の方でも苦労されたと思うのですけれども、関係者との流れでいうと、これでとりあえずはきちっと、運営上きちっとなっていくんだ、ということで良いのか、ちょっと教えて頂きたいなどと思います。以上です。

(議長)

はい。「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

はい。

では、まず第1点目の設置の推移と伺いますか、設置の推移につきましては、28年度は13台

新たに設置してございます。トータルで言いますと70台、70軒に設置をしていると。過去3年ほど見ますと、25年には9台、26年には3台、27年には8台とだいたい10台前後という目途ですが、特に今年につきましては、10台を超える台数を設置するということで不足が生じているという状況になってございます。

続きましては、周知方法ですが、この緊急通報システムを導入すると、システムを大々的に導入するというときには、例えば広報ですとか、広く町内全域に渡りまして、周知を行ってございますが、その後につきましては、大きな周知ということはしてございません。と言いますのは、特に普段から自治会ですとか、町内会の皆様に見守り含めた形でのお願いもしてございますけども、そういった自治会等からの情報の提供。さらには、地域包括係との連携を通じて、そういった件数を把握しているという状況でございます。今現在、緊急的に必要だという件数につきましては、2件ということで把握してございます。以上です。

(議長)

はい、いいですか。

(議長)

「社会教育課長」。

「社会教育課長」

小野寺議員から、今回の70万の補正で、柳崎のパークゴルフ場がしっかり出来るのかという、きちんとできるのかというご質問でした。

直近の一番の課題は、一昨年まで管理をされていた南檜山パークゴルフ愛友会が全ての物を所有しておりまして、今年度から管理をしている江差パークゴルフ協会がそれを使用しているということが直近で一番課題でした。今回のこの補正で、そこはクリアできるという風に考えています。もちろん、それぞれの団体にはきちんとまた議会でも心配しているというお話は伝えておきますので、宜しくお願い致します。以上です。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。民生費に関してだけ再質問致します。

数的事項はわかりました。それから周知の点については、経過は承知しております。問題は、先程数字もありましたけれども、本当に地域の方にとっては日常的にしょっちゅうそれを使うということはまずまずない。でも、これがあることによって本当に高齢者、一人暮らしの方は安心。これが持っていることによってペンダント方式でうちの中にちょっとトイレだ、お風呂だ、行った時も

場合によってはそれを使える、そういうことも含めれば、この緊急通報システムという町の事業は本当に大事な事業だと思います。

それで、私2つ目に言った一人暮らしではなくても、それから65歳以上でなくても、一定の要件があったら対象になりますよ、という部分については、先程の課長の説明ですと、2人と言いましたか。2世帯ですね。これはもう少しそのどういう周知するか、もしくはどういう項目で一定の場合必要ですかというの是非常に難しいのはわかりますが、でも、一人暮らしではなく、例えば子供さんも一緒にいるけれども、状況によっては本当に一人暮らしに近いような状況だとかいうその判断は、なかなか難しいですから、一言一句それを文言としてやれないにしても、ああそうなんだ、一人暮らしでなくたって緊急通報システムは状況によっては、町に申請すれば与えられるものだっていうこと、知らせなかったら駄目だと思うのですよ。少なくとも、私はあまり知らなかったですね。恥ずかしかった。知らなかったです。最近、1つの事例によって、ああこういう項目であったのか。非常に不勉強を私自身、ここで暴露することになっちゃったのですが、改めて私は、何らかな方法、もちろん町広報、それから先程言った色々な業者、それから町の包括等も含めて、やってかななかったら本当に必要だと思うところにはいかない、という風に思うんですが、課長のご見解を改めてお聞きしたいと思います。

(議長)

はい。「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

はい。

ただ今ご指摘頂きましたように、町の広報はもちろんですけれども、関係機関との連携を図った中で、広くその利用が可能なものであるということを、周知して参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

(議長)

いいですか。

はい。次、「飯田議員」。

「飯田課長」

はい。

町内レストラン再開準備の関係で、振興公社より備品を町が買い取る、そういう内容になっていますけれども、私の記憶では振興公社に対して町は、出資してるはずなのです。間違い無いですよね、担当課。後でこの買い取る段階で色々やっぱり協議は済まされていると思いますけれども。振興公社につきましては、営業実態がもう無くなる訳ですから、それが、会社自体が存続するのか、解散するのかを含めてですね、そのある程度相手方の要求で買い取るわけですから、

まさか解散した出資金が0なんてなること自体はないと思いますけども、その辺の見通しは今まで振興公社との詰め段階で、話し合いがされた経過はありますか。お答えください。

(議長)

はい。「追分観光課長」。

「追分観光課長」

株式会社江差観光振興公社ですが、実は昨日株主総会がございました。それで、江差振興、観光振興公社の清算については、一応3月末の予定ですが、4月に延びる可能性もあるということで、昨日株主総会で議論をしたところでございます。

備品等の買い取りにつきましては、本議会で決定をしたのち、3月中に振興公社の方にはあの金額を振り込む。こういうような内容になってございます。以上です。

(議長)

いいですか。

「飯田議員」。

「飯田課長」

いや問題は、出資金100万は間違いないですね。振興公社に対する出資金は100万間違いないですね。町が出資している金額。問題は、それがきちっと返ってくるかどうかですよ。公金ですから。そういうことをきちんと今までの協議の中で話し合い、詰めをしたのですかっていう質問ですよ。

(議長)

はい。「追分観光課長」。

「追分観光課長」

江差観光振興公社の方には、町が100株、出資をしております。それは、事実でございますが、まだ清算が全て確定してございません。清算ののち、いくら株主に配当があるのかというのはまだ決まっておりますので、100株すべて帰ってくるかどうかというのは現時点では把握はしてございません。以上です。

(議長)

いいですか。

「飯田課長」

はい。

(議長)

いいですか。

はい。他に質疑希望ありませんか。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第1号、平成28年度江差町一般会計補正予算(第8号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩致します。

(休憩中 ※議長退席)

(副議長)

休憩を閉じて、会議を開きます。

日程第4、議案第2号、指定管理者の指定について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

副議長。

(副議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第2号、指定管理者の指定について、でございます。

町営レストランについて、管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(副議長)

「追分観光課長」。

「追分観光課長」(補足説明)

それでは私の方から、指定管理者の指定についての説明をしたいと思います。

資料5、10頁をお開き願いたいと存じます。公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要について、ご説明を致します。

1、施設の名称につきましては、江差町営レストラン。所在地、檜山郡江差町字中歌町193番地。指定の期間でございます。平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間です。

指定管理者の候補者です。事業者名、有限会社津花。住所、檜山郡江差町字橋本町100番地。

募集の方法につきましては、公募方式です。

管理業務内容、1、レストラン及びサービス業務、2、施設及び設備の維持管理業務。6の指定管理料につきましては、町からの支出はございません。7の審査方式です。指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査をプレゼンテーション及びヒアリングで実施し、指定管理者としての適格性を有していると判断した上で、申請者を指定管理者の候補者として選定した。

選定委員会の委員でございます。委員長は副町長。以下9名の選定委員により行われました。

9番、審査経過です。平成28年12月26日に第1回の選定委員会を開催しまして、選定方法の確認をしたところでございます。その際、公募型プロポーザル方式で実施することで確認を致しました。平成28年12月29日、第2回の選定委員会を開催し、公募要領の内容の精査を行いました。平成29年1月10日、第3回の選定委員会を開催し、公募要領の最終審査を行ったところでございます。平成29年1月17日、公募型プロポーザルの公告を実施、1月25日、現地説明会。2月10日、参加申込書の締め切りがございまして、申込者1社が、申し込みをしたところでございます。同日、2月15日までの企画提案書の締め切りでございましたが、2月10日に参加申

込書と同時に企画提案書を提出してございます。2月の16日に第4回の選定委員会を開催し、資格審査要件の審査を行い、要件を満たしていることを確認したところでございます。2月20日、プレゼンテーション・ヒアリングを実施したのち、同日第5回選定委員会を開催し、企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングの結果、選定基準点の6割以上の点数を得たことから、選定委員合意のもと、指定管理者候補者として選定をしたところでございます。

選定委員会の意見でございます。まず1点目は、当事業者は昭和63年に設立され、29年間の長きに渡り、町内でレストラン津花館を経営している実績があること。また、過去において町営レストランの調理にも携わっていた実績を有している。そのため、今後においても安定したレストラン経営が期待出来るものであること。

(2)当事業者は、江差らしさを追求した新たなメニューを提案してきている点。また、地元食材を生かしての宴会企画や、多様なメニュー提案等で、地域活性化を図り、地元に貢献したいという意欲がうかがえる。そのため、観光客はもとより、訪れる利用者への満足できる食環境の提供が期待できるものであること。

(3)当事業者は、従業員の配置に当たり、地元雇用を優先に掲げ、準備を進める提案があった。また、従業員研修等を実施し、サービスの徹底や衛生管理法令の徹底を行う等、公の施設経営である自覚を促す従業員教育の提案もあり、運営管理面において、期待、期待できるものである、という内容で指定管理者の選定を行ったところでございます。

以上、宜しくご審議の程、お願い申し上げます。

(副議長)

以上で審議理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありますか。

(副議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

先程、議員協議会もありましたが、改めて本会議でありますので、お聞きしたいと思います。

先程、津花館ということで提案がありました。4月、本当に期限がない中で、地元の津花館に江差町の顔であります町営レストランを運営して頂くと、そういう点では改めて、私、質問の中で、町の覚悟をお聞きしたいと思います。この先程の説明の10番、委員会の意見ということで述べておりました。そうだろうと思います。しかし、ここにありますが、今までの実績をそのまま続ければいいということでは、当然ない。プレゼンテーションでも多分あったと思いますが、新たな発想、新たな経営戦略、そしてこれから求められる江差町としてのレストラン、そこが全て津花館に求められる。多分、プレゼンテーションでそれがあったから、そこに選定ということになったと思うのですが、やはりこれから江差町として、ここにある期待が出来るとか、もう2つ目も期待が出来る、3つ目も

期待が出来る、それではもう済まない。選定した以上は、江差町としての責任がありますので、引き続きこの指定管理者、津花町、津花館に対して今までとは違った発想、新しい江差町の顔としての「れすとらん江差家」をやっていくということを引き続き町としても、津花館に向かっていくと、そういう姿勢が必要だと思いますが、町の改めての決意をお伺いしたいと思います。

(副議長)

はい、「課長」、答弁。

「追分観光課長」

プレゼンテーション、ヒアリングを行って、委員会の意見を付したところでございますが、選定の基準にとって指定管理者としての適正、管理運営計画の適格性、施設の特性等に応じた独自基準、これらをきめ細かな項目でもってヒアリングを行ったところでございます。事業提案者からは、町営レストランという名前の重さを十分理解した上で、今後、管理運営に努めるという強い決意を頂いたところでございます。

また、提案の内容につきましても、町営レストランの名に恥じないような江差らしさ、またはおもてなし、サービス、こういうような観点で経営を進めていく。そういう事業計画、そして収支計画、5年間の、様々な観点でヒアリングを行って、その決意をうかがって期待をした、というような点でございます。

また、今後は毎月の調定の中で、毎月の報告、もしくは年度ごとの報告、色々な観点から、町が関与して経営の面についても見ていきたい。このように思っているところでございます。以上です。

(副議長)

はい、「町長」、答弁。

「町長」

今、課長から答弁申し上げましたけれども、少し補足して私からも答弁させていただきます。

小野寺議員おっしゃることはごもつともだという風に認識しております。江差町の観光の弱い部分は、食と宿泊施設だと思っております。その1つ、食の部分で、町営レストランが担う役割というのは非常に大きなものがあるという風に、町としても考えています。そういう中で、小野寺議員がご指摘のように町としての姿勢として、我々もしっかりと町営レストランに対して色々な提案をしたり、アドバイスをしたり、助言をしたり、一緒に連携をして、江差町の食の魅力を発信する拠点にしていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

「小野寺議員」

はい、議長。

(副議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

その点宜しくをお願いします。

それで、これは課長にお聞きしますが、先程の話もありました。例えばですけれども、従業員の研修等云々というのがあります。これは当然だし、本当に日々この点をお願いしたいのですが、私はここでちょっと提案したいのですが、単に事業、事業者といえますか、指定管理者だけの努力義務ではなくて、これは江差町、私ね、全般に関わると思いますが、つまり今は町営レストランのこと議題になっておりますけれども、観光客にとっては、町営レストランだけということは当然ない。江差町を評価する時に、もちろん町営レストラン使ったとしても、それ以外の観光全体の中での、いわば対応、接遇、雰囲気、町民の我々自身も含めてですけれども、そういう点ではこの町営レストランに限って言ったとしても、業者も事業所も頑張ってもらわなきゃなんないが、江差町としても色々な意味で、こうあるべきだ、こうしてもらいたいということ、特にこの従業員の対応、接遇、ここは改めて観光課の方としても、力を入れてもらいたい。ちょっと厳しい言い方かもしれませんが、私、毎年、親戚が姥神祭りだとか、追分大会だとか、定期的に来ています。で、色々な話聞いたら、やっぱり色々な所の対応が、もう少しこういう点は改善してほしいね、あります。そういう点では、改めて町としても、この点を全般的にもやって頂きたいし、特に今日の課題でいうと、町営レストランという観点で、この従業員の研修等を一緒にやっていくということも必要だと。

それから、改めてこれから色々な、来る観光客、町民も含めて、しっかりと、例えばアンケート等も取りながら、先程、毎月毎月ということがありました。それは当然でしょうけれども、利用者の色々な意見についても、もしかしたらやるとは思いますが、もっともっと書きやすいアンケート、出しやすいようなことも、創意工夫で日々、多分1年間において状況違うと思います。入ってくる方、料理だって違うでしょう。ですから、定期的にそういう町民の声、観光客の声を吸い上げる、分析する、そういう体制もとりながら、本当に素晴らしい町営レストランを作ってもらいたいと思いますが、担当課長のご意見を頂きたいと思います。

(副議長)

はい。「追分観光課長」。

「追分観光課長」

小野寺議員からご質問があった点については、やはり接遇研修といえますか、こういう点については、旅館に限らず、飲食店含めて、大変観光の町として売り出していく上では、重要な点だと思っております。ぜひ平成29年度はそういう研修なんかにも力を入れてやっていきたいなという風に思っております。

また、アンケートの関係ですが、飲食店や旅館については、今後検討はしてみたいと思いますけれども、各施設に訪れた観光客、こういう方々からの声を吸い上げるということも大事なことから思っておりますので、今後検討していきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

(副議長)

はい。次、「萩原議員」。

「萩原議員」

委員会の意見の中に、江差らしさを追求した新たなメニューを提案してきているという風にありますが、実際、具体的にどのようなメニューを提案してきたか、お答え願います。

(副議長)

はい。「追分観光課長」。

「追分観光課長」

まだ具体的なメニューについては、これから協定の中で話し合いをしていくところでございますが、今のところ企画提案の方で提案があったのが、地元の食材を活かした江差らしいメニューということで、例えば紅ズワイガニを利用したお膳であるとか、または江差産のそばを活用したそばお膳であるとか、江差の海鮮丼であるとか、ニシンを活用した料理であるとか、色々なメニューが今のところ提案をされています。ただ、まだすっかりコンクリートされたものではございませんが、今後はあの協定の中で、これら江差産を活用したメニューを、さらに値段の問題、値段の点や細かなメニュー、これらを詰めて参りたいと思っております。

提案の中では、そのように地元の食材を活用した様々な提案が出ている、いうところでございます。

「萩原議員」

はい。

(副議長)

そのほか質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(副議長)

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

お諮り致します。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(副議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、指定管理者の指定について、原案の賛成の方の挙手を求めます。

(副議長)

はい。挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

(副議長)

以上で、本臨時会に付託された案件については、全て議了致しました。

これで会議を閉じます。

平成29年第1回江差町議会臨時議会閉会致します。皆さん大変ご苦労様でした。

閉会 11:58